

令和2年4月14日

一般社団法人群馬県建設業協会
会 員 企 業 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会

新型コロナウイルス感染症にかかる
雇用調整助成金の特例追加実施について(情報提供)

本件、厚生労働省及び都道府県労働局より別紙の通り案内がありました。
雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象として既に講じている特例措置の他、下記の内容が追加となりました。

- ・ 休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月30日までの場合に適用
- ・ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヵ月未満の労働者についても助成対象とする
- ・ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について
ア 前回の至急対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支援限度日数までの受給を可能とする

つきましては、添付資料のご確認・また下記労働局ホームページをご確認ください。

参考：群馬労働局新型コロナウイルス感染症特設 HP

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/2019_novel_coronavirus.html

参考：学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金
相談コールセンター

電話：0120-60-3999（受付時間：9：00～21：00 ※土日・祝日含む）

(一社)群馬県建設業協会
電話：027-252-1666